

資質および指導力の向上についても、その学歴から一概に判断はできないが、第20表で見られるように旧中・高校と旧高小・新制中学卒をあわせると全体の62%を占めていることから、今後いっそうの研修の機会が望まれる。

〔施策の目標〕

- (1) 中間年次までには、社会教育行政を強化させるため県下全市町村に設置をはかる。
- (2) 社会教育委員の任期からみて、絶えず新しい社会教育委員の選出が予想されるので、その研修の機会を設定することは最も必要なことである。
- (3) 未設置町村の解消をはかるため、下表のとおり推進する。

	35年	40年	45年	50年
設置市町村	54	77	107	107
設置率	45%	72%	100%	100%

〔事業計画〕

市町村社会教育委員研究協議会

事業名	事業主体	昭和40～45年度		昭和46～50年度	
		事業内容・事業量	事業費	事業内容・事業量	事業費
市町村社会教育委員研究協議会	県	研究協議、講義 対象人員 660名 単年度計画 参加人員 100名 会場 1か所 (2日間) 単年度経費 100千円 期間内事業費 100×6	千円 600	研究協議、講義 対象人員 600名 単年度計画 参加人員 100名 会場 4か所 (3日間) 単年度経費 200千円 期間内事業費 200×5	千円 1,500

(事業実施の方針)

昭和45年までは、会場を全県1会場とし、中央講師の講義を中心としながら研究討議を進めるが、昭和46年からは、県下4ブロックに開催して、1会場参加人数を少なくして、ワークショップの形態をとる。

### 3 公民館職員

〔施策設定の理由〕

公民館職員の設置状況をみると、専任職員に比し兼任職員が極めて多い。社会教育の中心的施設である公民館の活動をより充実させるためには、専任の館長・主事の設置を促進させなければならない。

第21表のとおり、専任館長は、昭和35年においてわずか14%、主事が32%、昭和39年度には館長19%、主事57%にのびてはいるが、まだ全体の約半数46%に過ぎない。このように専任が多いことは資質、指導力の上に大きな問題がある。